

財政指標及び用語の解説

○ 一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。

一般的には、市税、地方譲与税、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、自動車取得税交付金などを一般財源といい、特に、市税、地方譲与税、地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

地方公共団体が自主的判断で、地域の実態に即応した施策を行うためには、一般財源が多く確保されることが望ましい。

○ 経常的経費

経常的経費は、歳入における経常的収入に対応するものであって、年々継続して固定的に支出される経費のことである。

おおまかに言えば人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費が経常的経費というが、人件費のうち定年による退職以外の退職手当（勸奨退職など）、公債費のうち繰上償還金などは臨時的経費に属する。

一般財源によって賄われる経常的経費の増大は、財政構造を悪化させ財政運営上危険性をはらんでいる。しかし、行政サービスに直接関係のある経費を極端に削減することは、その目的とする行政活動そのものに支障をきたすこととなる。したがって、経常的経費が少ないことは望ましいが、その削減にあたっては住民サービスを極力低下させないような方法で行うべきである。

○ 経常的収入

経常的収入とは、地方公共団体の収入で毎年度連続的に、また、安定的に確保できる見込みのある収入のことをいう。

経常的収入の多寡は、歳入構造の安定性を表わす指標となるものであるが、行政水準の向上を継続して維持するためには、経常的収入が行政活動の進展に対応して増加していくことが望ましい。

経常的収入の代表的なものは、市税、地方交付税であるが、市税のうち都市計画税、適用期間のある超過課税は臨時的収入であり、地方交付税でも特別交付税は臨時的収入に分類される。

経常的収入は、経常的経費を賄って、なおある程度の余剰があることが望ましいとされ、経常的経費が経常的収入を超過した場合は、経常的経費を他の臨時的収入で賄う以外に方法はなく、必然的に建設事業など臨時的経費を賄う財源の確保が困難となるので留意する必要がある。

いずれにしても、歳入総額の中に占める経常的収入が多ければ多いほど、当該団体の歳入構造は安定的であるといえることができる。

○ 経常収支比率

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源の額}} \times 100 (\%)$$

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。

まず経費を臨時的経費と経常的経費に分類し、それぞれに充当すべき特定財源を充当する。残余に臨時一般財源を充当し、なお不足する部分を経常一般財源で補うこととなる。こうしたことからすると、経常経費に充当した経常一般財源の残りが多いほど臨時の財政需要に対して余裕をもつこととなり、財政構造に弾力性があることとなる。

地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力が乏しく、反面行政活動の多様化などから、経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況にある。このような状況では、一層財政構造の弾力性の確保が必要となる。

なお、公営企業会計の経常収支比率は、普通会計の経常収支比率とは定義が異なる。

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 (\%)$$

この比率が、100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満は単年度赤字をあらわすことになる。

○ 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、市町村にあっては標準税率で算定した当該年度の収入見込額の100分の75の額とされている。

基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額とされている。

財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の3年度間の平均}$$

○ 標準財政規模

普通交付税を積算する際の市税・地方消費税交付金等の交付金・地方譲与税・交通安全

対策交付金・普通交付税額を合計した、当該公共団体の一般財源の標準的な財政規模を示すものである。

＜地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標＞

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあつては11.25%以上～15%以上(伊丹市の平成29年度決算においては11.44%以上)、財政再生基準は市町村にあつては20%以上。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあつては16.25%以上～20%以上(伊丹市の平成29年度決算においては16.44%以上)、財政再生基準は市町村にあつては30%以上。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあつては25%以上、財政再生基準は市町村にあつては35%以上。

$$\frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)}}{\text{標準財政規模}} - \frac{\text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

○ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあつては350%以上。

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模}} - \frac{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

○ **資金不足比率**

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は20%以上。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$